

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第92回

中国の倒産法(6)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法(試行)」(以下「旧破産法」という)等の従来の倒産関連法規に代わり、2006年8月27日、「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が公布され、2007年6月1日から施行されている。本テーマ6回目となる今回は、破産手続の結果に最も利害関係を有する債権者が破産手続へ参加する手段、具体的には債権者集会及び債権者委員会の二つの制度について検討する。

1 債権者集会

Q1 日本企業X社が出資する外商独資企業A社の取引先である中国企業B社は、経営が破綻した結果、破産申し立てを行い、現在破産手続中です。A社はB社に対して債権を有していますが、その担保として、B社からその所有する工場等に抵当権の設定を受けています。

(1) A社はB社の破産手続に関する債権者集会に構成員として参加し、議決権を行使することが可能でしょうか。

(2) A社は、管財人の更迭を人民法院に申し立てたいと考えていますが、債権者集会で意見が分かれています。同申立を行うためには債権者集会においてどのような決議が必要でしょうか。

(3) 管財人が提出した債務者財産の管理案が債権者集会の決議を経ても採択されませんでした。同管理案は最終的にどのように決定されるのでしょうか。

A1 (1) A社は債権者集会に構成員として参加し、議決権を行使することが可能です。もっとも、A社が抵当権に基づく優先弁済権を放棄していない場合、和議協議の採択及び破産財産の配当案の採択に関しては議決権を有しません。

(2) 管財人更迭の申立には、①債権者集会の会議に出席した議決権を有する債権者の過半数による決議が必要であり、且つ②当該賛成の決議を行った債権者の債権に物的担保のない債権総額の2分の1以上が含まれていなければなりません。この点、A社の決議も①の決議数には含まれますが、A社の債権には抵

当権が付いているため、Aの債権額は②の「物的担保のない債権総額の2分の1以上」を計算する際にその金額に含めることはできません。

(3) 債務者財産の管理案が債権者集会の決議を経ても採択されなかった場合、人民法院が裁定し、債権者集会において言渡すか、または債権者に別途通知することになります。なお、当該裁定に不服がある場合、裁定言渡日または通知受領日から**15日以内**に当該人民法院に対して再審理を申し立てることができませんが、再審理の期間中も裁定の執行は停止されません。

(1) 債権者集会の意義

債権者集会とは、法に従い債権届出を行った債権者から構成される集合体をいう。債権者集会は、対内的には債権者全体の共同意思を調整・形成する機能を有し、対外的には破産手続に参加し、また同手続を監督する機能を有しており、これらの機能を適切に実施することにより、破産手続における債権者全体の合法的な権益を保護することを目的としている。

(2) 債権者集会の職権

債権者集会の具体的な職権として、新破産法は以下のような権限を列挙している(新破産法第**61**条第1項。以下、特に記載しない限り引用条文は全て新破産法を指す)。

- ① 債権の審査
- ② 人民法院に対する管財人の更迭の申立、管財人の費用及び報酬の審査
- ③ 管財人の監督
- ④ 債権者委員会構成員の選任及び更迭
- ⑤ 債務者の経営活動の継続または停止の決定
- ⑥ 更生計画の採択
- ⑦ 和議協議の採択
- ⑧ 債務者財産の管理案の採択
- ⑨ 破産財産の換価案の採択
- ⑩ 破産財産の配当案の採択
- ⑪ 債権者集会が行使すべきと人民法院の認めるその他の職権

(3) 債権者集会の招集、開催

第1回の債権者集会は人民法院により招集され、債権届出期間(人民法院が破産申立受理の公告を行った日から**30日**以上**3ヶ月**以内の期間。第**45**条)満了日から**15日**以内に開催されることになっている(第**62**条第1項)。第1回債権者集会では、上記(2)債権者集会の職権の中でも、主に、①債権の審査、④債権者委員会構成員の選任(債権者委員会を設置すると決めた場合)、⑤債務者の経営活動の継続または停

止の決定及び⑧債務者財産の管理案の採択等が行われる。

もちろん、第1回債権者集会だけで破産手続の手續上及び実体上の問題を全て解決することは不可能なため、残された問題またはその後新たに発生した問題については、債権者集会を随時開催して対応することになる。第2回以降の債権者集会は、第1回と異なり人民法院が招集するのではなく、以下の4つの場合に開催するものとされており(第62条第2項)、また、開催回数についても法令上制限されておらず、柔軟な開催が可能になっている。

- i 人民法院が必要と認めたとき
- ii 管財人が債権者集会議長に提案したとき
- iii 債権者委員会が債権者集会議長に提案したとき
- iv 債権総額の4分の1以上を占める債権者が債権者集会議長に提案したとき

(4) 債権者集会の構成員

法に従い債権届出(第6章。債権届出については、本連載「中国の倒産法(5)」を参照)を行った債権者は、債権者集会の構成員であり、債権者集会に参加する権利及び議決権を有する(第59条第1項)。債権者は自ら債権者集会に出席するだけでなく、代理人に委託して債権者集会に出席させ、議決権を行使することもできるが、代理人が債権者集会に出席する場合、人民法院または債権者集会の議長に債権者の授権委託書を提出しなければならない(第59条第4項)。

なお、新破産法は、以下のように、債権の状況により債権者の議決権行使を制限したり、関連当事者が債権者集会に関与することを認めている。

① 債権が未確定の債権者・・・人民法院がその議決権行使のために臨時に債権額を確定できる場合を除き、議決権を行使してはならない(第59条第2項)。なお、債権が未確定の場合には、債権は既に発生しているが金額が未確定な場合や、例えば、停止条件付債権、将来の求償債権または争いのある若しくは訴訟が未決の債権等発生するか否かを確定することが困難であり、そのため債権額を確定することも困難な場合等が含まれる。

② 債務者の特定財産に物的担保権を有する債権者(優先弁済権を放棄していない場合)・・・上記(2)債権者集会の職権のうち⑦和議協議の採択及び⑩破産財産の配当案の採択に関しては議決権を有しない(第59条第3項)。

この点、旧破産法では、物的担保権付債権者には債権者集会における議決権が全く認められていなかったが(旧破産法第13条第1項)、新破産法では、上記のように、優先弁済権を未だ放棄していない物的担保権付債権者についても、原則として、債権者集会において議決権を行使することを認めた。管財人の監督・解任の提案、債務者財産の管理・換価の決議等債権者集会の職権事項が、物的担保権付債権者の権利にも影響する可能性があることに鑑み認めたものと思われるが、物的担保権付債権者

の権利保護を強化する新破産法の流れに沿うものと言える。

一方で、⑦和議協議の採択及び⑩破産財産の配当案の採択に関する議決権は認められていないが、認めないとしても実際にはそれほどの不都合はないものと思われる。すなわち、物的担保権付債権者はそもそも「和議債権者」に含まれておらず(第100条第2項)、また「人民法院の和議の裁定の日より権利を行使することができる」(第96条第2項)ため、物的担保権付債権者に和議協議の採択に関する議決権を認めなくても実質的な影響はないと思われるからである。また、物的担保権付債権者は債務者の特定財産に対して優先弁済権を有しており(第109条)、優先的に弁済を受けることができる以上、破産財産の配当案に関しても特に利害関係はなく、議決権を認める必要性もないと言えるからである。

③ 従業員及び労働組合の代表・・・債権者集会には債務者の従業員・労働組合の代表が参加し、関連事項について意見を表明しなければならない(第59条第5項)。単に債権者集会に参加させなければならないだけでなく、意見表明をさせなければならないとする点に労働者の権益保護の姿勢が現れていると言える。

(5) 債権者集会の決議及び人民法院の裁定

① 債権者集会の決議

i 債権者集会の決議要件

債権者集会の決議は、原則として、会議に出席した議決権を有する債権者の過半数により採択され、且つその代表する債権額が物的担保のない債権総額の2分の1以上を占めていなければならない(第64条第1項)。

例外的に、上記(2)の債権者集会の職権のうち⑦和議協議の採択の決議については、さらに厳格になっており、会議に出席した議決権を有する債権者の過半数が同意し、且つその債権者らの債権総額が物的担保のない債権総額の3分の2以上を占めていなければならないとされている(第64条第1項但書及び第97条)。

ii 債権者集会の決議の効力及び決議の取消請求

上記の要件を充たした債権者集会の決議は、全ての債権者に対して等しく拘束力を有し(第64条第3項)、その効力を発生させるために人民法院の認可等を取得する必要はない。

もともと、決議に反対する少数債権者は、決議内容が法律の規定に違反し、当該債権者の利益に損害を与えると考える場合、決議の日から15日以内であれば、人民法院に対して、決議の取消を裁定し、債権者集会が法に基づいて改めて決議することを命ずるよう請求することができる(第64条)。

② 人民法院の裁定

上記(2)の債権者集会の職権に規定された一定の採択事項については、債権者集会が採択できない場合、人民法院が裁定する。

- i 債務者財産の管理案の採択及び破産財産の換価案の採択
 - ・債権者集会の決議を経ても採択されなかった場合、人民法院により裁定される(第65条第1項)。裁定は、人民法院が債権者集会において言い渡すか、または債権者に別途通知される(第65条第3項)。
 - ・当該人民法院の裁定に不服がある場合、裁定言渡日または通知受領日から15日以内に当該人民法院に対して再審理を申し立てることができるが、再審理の期間中も裁定の執行は停止されない(第66条)。
- ii 破産財産の配当案の採択
 - ・債権者集会の2度の決議を経てもなお採択されなかった場合、人民法院により裁定される(第65条第2項)。上記 i と同様、裁定は、人民法院が債権者集会において言い渡すか、または債権者に別途通知される(第65条第3項)。
 - ・債権額が物的担保のない債権総額の2分の1以上を占める債権者が、当該人民法院の裁定に不服がある場合、裁定言渡日または通知受領日から15日以内に当該人民法院に対して再審理を申し立てることができるが、再審理の期間中も裁定の執行は停止されない(第66条)。

2 債権者委員会

Q2 債権者集会の他に債権者委員会という機関があるとのことですが、債権者委員会はどのような機能を有する機関なのでしょうか。

A2 債権者委員会は債権者集会により設立される機関です。債権者委員会の機能は、常設機関ではない債権者集会に代わり、債務者財産の管理及び処分の監督、破産財産の配当の監督、管財人の債権者委員会への報告等を通じて破産手続に対して日常的に監督を行い、場合によっては債権者集会の招集を提案する等して債権者の団体的利益を保護することです。

(1) 債権者委員会の意義及び構成員

新破産法は、破産手続の進行において、人民法院に主導的な地位を与え、破産手続の進行を日常的に監督させているが、一方で、債権者の団体的利益を保護し団体的意思を表示する機関として、債権者集会に破産手続における独立的自治的地位を与えている。しかし、債権者集会は常設機関ではないため、破産手続に対して日常的に監督を行うことはできず、特に債権者集会の閉会中は、人民法院が債務者または管財人の活動を監督するだけになるため、債権者の団体的利益を保護するのに十分とは言えない。そこで、新破産法は、「債権者集会は債権者委員会の設立を決定することができる」(第67条)と規定し、債権者委員会が債権者集会に代わり監督機能行使

することにより、債権者による破産手続の進行の監督という債権者の自治を実現しようとしている。

当該債権者委員会は、債権者集会が選任した債権者の代表及び債務者の従業員代表または労働組合の代表1名(合計数は9名以下)で構成され、人民法院の書面による認可決定が必要とされている(第67条)。

(2) 債権者委員会の職権

債権者委員会の具体的な職権として、新破産法は以下のような権限を列挙している(第68条第1項)。

- ①債務者財産の管理及び処分の監督
- ②破産財産の配当の監督
- ③債権者集会招集の提案
- ④債権者集会が委託したその他の職権

債権者委員会は、その職務の執行に際して、管理人、債務者の関係人が上記の職権の範囲内の事務について説明を行いまたは関連文書を提供するよう求めることができる(第68条第2項)。仮に、管財人、債務者の関係人が、上記に基づく債権者委員会の監督の受入を拒んだ場合、債権者委員会は、監督事項について人民法院に決定を出すよう請求する権利を有し、人民法院は当該請求を受けた後5日以内に決定を出さなければならない(第68条第3項)。

(3) 債権者委員会に対する管財人の報告義務

管財人が以下の行為を行う場合、直ちに債権者委員会に報告しなければならず、債権者委員会が設立されていない場合は人民法院に報告しなければならない(第69条)。

- ①土地、建物等、不動産の権益に関する譲渡
- ②試掘権、採掘権、知的財産権等の財産権の譲渡
- ③全ての在庫または営業の譲渡
- ④借入
- ⑤物的担保の設定
- ⑥債権及び有価証券の譲渡
- ⑦債務者及び相手方当事者の何れも履行を完了していない契約の履行
- ⑧権利放棄
- ⑨担保物の取戻し
- ⑩債権者の利益に重大な影響のあるその他の財産処分行為